

青森市企業局公告第15号

青森市企業局が発注する建設工事の条件付き一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、各工事に共通する資格及び事項を公告する。

ただし、この公告の規定によりがたいときは、対象工事ごとに行う公告において定めるものとする。

平成27年3月4日

青森市公営企業管理者 相馬 政美

1 入札参加資格

条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森市企業局財務規程（平成18年企業局管理規程第21号。以下「財務規程」という。）第167条の規定により準用する青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森市企業局競争入札参加資格等に関する規程（平成18年青森市企業局管理規程第22号。）第2条第1項の規定により作成したとみなした青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により、建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 参加資格規則第9条に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領（平成18年4月1日実施。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされ、更正手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基

づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。

- (10) 対象工事に係る設計図書の貸与を受けていること。
- (11) その他対象工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

2 入札参加申請

条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、青森市企業局条件付き一般競争入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「実施要領」という。）第5条に規定する条件付き一般競争入札参加申請書及び公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する書類（以下「申請書等」という。）を、対象工事ごとに管理者に提出し、申請しなければならない。

- (1) 申請期間 対象工事ごとに定める申請書等提出期限までとする。
- (2) 提出方法 対象工事ごとに定める。
- (3) 提出先 対象工事ごとに定める。

3 入札参加資格の審査

管理者は申請書等を受理したときは、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を有すると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）を入札に参加させるものとし、入札参加資格を有していないと認めた者には、実施要領第6条に規定する条件付き一般競争入札参加資格無資格理由通知書（以下「無資格理由通知書」という。）により、次のとおり通知するものとする。

- (1) 通知期間 対象工事ごとに定める申請書等提出期限の翌日（翌日が青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までとする。
- (2) 通知方法 FAXによる。

4 入札参加資格審査結果への不服申立

無資格理由通知書を受けた者のうち、その決定に不服がある者は、対象工事ごとに定める不服申立期限までに、書面により不服申立ができるものとし、管理者はその不服申立に対し、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、管理者は、不服申立をした者が入札参加資格を有すると認めたときは、無資格理由通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

5 入札参加資格の喪失

管理者は、入札参加資格者が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき
- (2) 申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが著しく不適当であると認められるとき

6 契約条項を示す場所

契約条項は、別に定める場合を除き、青森市工事請負契約標準約款（平成24年3月30日青森市公告第32号。以下「約款」という。）のとおりとする。

7 設計図書の貸与等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書貸与期限までに設計図書の貸与を求めるものとし、貸与を希望する日の前日（前日が市の休日に当たるときは、その前日）の午後5時までに予約しなければならない。この場合、実施要領第8条第3項に規定する設計図書受領予約兼受領書を、FAXにより貸与場所へ申し込むことにより予約するものとする。
- (2) 対象工事に係る設計図書は、次のとおり貸与するものとする。
 - ア 貸与期限 対象工事ごとに定める設計図書貸与期限までとする。
 - イ 貸与場所 対象工事ごとに定める。
 - ウ 貸与対象者 対象工事ごとに定める参加資格（参加形態及びその他を除く。）を満たす者。
- (3) 設計図書の受領については、貸与の予約の翌日（翌日が市の休日に当たるときは、その翌日）から対象工事ごとに定める設計図書貸与期限までに、対象工事ごとに定める貸与場所で、設計図書受領予約兼受領書の原本と引き換えにより行うものとし、貸与は無料とする。なお、受領は月曜日から金曜日まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うものとする。
- (4) 設計図書に関して質疑がある者は、実施要領第9条第1項に規定する質疑書を次により提出しなければならない。
 - ア 質疑期間 対象工事ごとに定める質疑書受付期限の午後5時までとする。
 - イ 提出先 対象工事ごとに定める設計図書の貸与場所とする。
 - ウ 提出方法 FAXにより提出することとし、持参による提出は認めないものとする。
- (5) 質疑に対する回答は、実施要領第9条第2項に規定する質疑回答書を用いて対象工事ごとに定める質疑回答期間に、対象工事の入札参加資格者全員に対し、FAXにより行うものとする。
- (6) 貸与を受けた設計図書は、次により速やかに返却しなければならない。
 - ア 返却期間 対象工事ごとに定める返却開始日から7日以内とする。
 - イ 返却場所 対象工事ごとに定める設計図書の貸与場所とする。

8 入札保証金

入札保証金は、対象工事ごとに定める。

9 入札の方法

条件付き一般競争入札の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載するものとする。
- (2) 工事費内訳書を提出するものとする。
- (3) 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は、入札者（法人にあっては商号及び代表者職氏名（年間委任状を提出している場合は、受任者職氏名）、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあっては、JV名、JV代表法人名及びJV代表者職氏名）の記名押印をし、入札日を記載した上で、対象工事ごとに定める郵送開始日から到着期限までに、「郵便番号 030-8799 日本郵便株式会社青森中央郵便局留 青森市企業局水道部総務課」宛に郵送により提出しなければならない。
- (4) 代理人による入札は認めないものとする。
- (5) 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- (6) 入札書等は同一の封筒に入れ封印し、表側に宛名、対象工事ごとに定める入札番号、入札日、工事名及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、差出人住所（法人又はJVにあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号、JVにあっては、JV名及びJV代表法人名（代表者職氏名を含む。））を記載しなければならない。
- (7) 郵送した入札書等の差替え又は撤回は認めないものとする。
- (8) 当該入札を辞退しようとする者は、当該入札の開始前までに、青森市企業局郵便入札実施要領（平成23年9月1日実施。以下「郵便入札要領」という。）第3条第5項に規定する入札辞退届を企業局水道部総務課へ直接持参しなければならない。

10 入札の立会い

- (1) 対象工事ごとの入札参加資格者の中から2人を入札立会人として立ち合わせ、開札を行うものとする。
- (2) 入札立会人は、対象工事ごとの入札参加資格者に申請書等の受付順に通し番号を付し、1番目と2番目に該当する者（法人にあっては代表者、JVにあっては、JVの代表者）を選任するものとする。
- (3) 前号により選任された入札立会人には、郵便入札要領第4条第3項に規定する入札立会依頼書により立会いを依頼するものとする。
- (4) 前号により依頼された入札立会人が、当該入札に立ち会うことができない場合は、郵便入札要領第4条第4項に規定する入札立会人委任状により、代理人を立ち合わせるものとする。
- (5) 入札立会人は、入札執行前に郵便入札要領第4条第5項に規定する入札立会人名簿に署名押印するものとする。

- (6) 予定された入札立会人が当該入札に立ち会わないときには、当該入札事務に関係のない企業局の職員を立ち合わせるものとする。

11 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 対象工事ごとに定める。
- (2) 場所 対象工事ごとに定める。
- (3) 落札を制限する制度 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度による。
- (4) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、郵便入札要領第6条第1項の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。

12 無効の入札

財務規程第167条の規定により準用する財務規則第117条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 申請書等を提出していない者が行った入札
- (3) 9に定める入札の方法以外の方法による入札
- (4) 対象工事ごとに定める入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (5) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (6) 郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (7) 郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- (8) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (9) 工事費内訳書の提出がない入札又は郵送された入札書に記載された入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札

13 同価格入札の取扱い

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人にくじを引かせて、落札者及び次順位以降の者を決定する。この場合において、立会人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない企業局の職員にくじを引かせるものとする。

14 落札者の決定

管理者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（青森市企業局低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）の規定により失格又は失格とみなされた者及び青森市企業局最低制限価格制度要綱（平成18年4月1日実施）の規定により失格となった者を除く。）を落札者とし、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。

15 契約の保証

契約の保証については、約款第4条の規定によるものとし、請負代金額の100分の10以上とする。ただし、低入札要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあつては、同要綱第16条の規定による。

16 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から5日（期限の日が市の休日に当たるときは、その翌日）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 落札決定後、当該工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

17 前金払等

- (1) 前金払 有（請負代金額の10分の4以内とする。ただし、低入札要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあつては、同要綱第16条の規定による。）
- (2) 中間前金払 有（前号の前金払のほか、請負代金額の10分の2以内（ただし、財務規程167条の規定を準用する財務規則第76条第2項各号に掲げる要件に該当する場合に限る。）とする。）
- (3) 部分払 対象工事ごとに定める。

18 入札の中止等

管理者は、郵便事情等により事故が発生し、公正な入札が執行できないと判断した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、別に定める入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

附 則

平成23年9月1日青森市企業局公告第1号は本公告をもって廃止する。

附 則

平成24年4月10日青森市企業局公告第13号は本公告をもって廃止する。

附 則

平成24年10月22日青森市企業局公告第72号は本公告をもって廃止する。